

安心こども基金(仮称)事業一覧

項目	事業内容	補助率			
		国	県	市	法人
1. 保育所等整備事業	(1) 保育所等緊急整備事業 ア. 保育所緊急整備事業 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 賃貸物件による保育所整備事業 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-
2. 家庭的保育改修等事業	(2) 放課後児童クラブ設置促進事業 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3
	(3) 認定こども園整備等事業 ア. 認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 認定こども園事業費 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	1 / 4	1 / 4	-
3. 保育の質の向上のための研修事業等	(1) 家庭的保育改修事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-
	(2) 家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	1 / 2	1 / 4	1 / 2	-

〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等その他事業の円滑な運用を図るための事務の財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

安心こども基金(仮称)の実施に係る事務の流れ(案)

(予算項目:子育て支援対策臨時特例交付金)

【都道府県】基金条例制定／基金積立

- 都道府県事業実施計画の策定(H22年度末までの分)
- 市町村事業実施計画書の取りまとめ
(管内市町村のH22年度末までの分の計画の取りまとめ)
- 基金事業計画の策定(H22年度末までの分の基金の取崩計画)
- 市町村からの交付申請に基づく基金の取崩し
- 都道府県事業の実施状況報告の作成
- 市町村事業実施状況報告の取りまとめ
- 必要に応じ基金事業計画の見直し

【市町村】

- 市町村事業実施計画の策定
(H20年度中にH22年度末までの分の計画を策定)
- 毎年度、市町村事業(補助金)の交付申請書の作成
- 毎年度、市町村事業(補助金)の実施状況を報告

- 市町村事業実施計画書の提出
- 市町村事業実(補助金)の交付申請書の提出
- 市町村事業実施状況報告の提出(補助金実績報告)

- 交付申請に対する交付決定
- 補助金の確定

- 交付金の交付申請
- 事業実施状況報告

- 交付金の交付決定

事業者、当事者への情報提供等

【厚生労働省】

- 交付金の骨格作成、事業の実施方法(事業メニュー)の提示、基金条例(参考例)の提示、
- 交付金交付要綱の作成・提示、基金の運営要領の作成・提示、
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等